

カントにおける道徳的判断力について

西川, 小百合
九州大学大学院 : 博士課程 : 哲学

<https://doi.org/10.15017/1434318>

出版情報 : 哲学論文集. 38, pp.69-85, 2002-09-25. 九州大学哲学会
バージョン :
権利関係 :

カントにおける道徳的判断力について

西川 小百合

一、問題提起

従来カントの道徳哲学は、人間の経験に由来しない道徳法則の無制約性を軸に理解されてきた。道徳法則の絶対性を提示する『実践理性批判』においては、純粹理性が意志の十分な規定根拠となりうるかどうか問われ、人間の特殊の規定から何も借りられることなく道徳哲学の根本原理の樹立が図られた。だがカントの道徳哲学を、道徳法則の無制約性を強調する方向でのみ捉えようとすれば、偏ったカント理解にとどまるのではないだろうか。つまりその道徳哲学に対する評価は、こうした予備学としての「批判」のみを取り上げて行うべきではない。「批判」において道徳法則に基礎を置くことされた原理が、我々人間という、感性的な動因によっても触発される理性的存在者のなす道徳的行為に対して、どのような関係をもたらすのか、という点に関する論述をも考慮に入れたうえで、その評価がなされなければならない。

カントが道徳的価値の源泉を道徳法則による意志規定に置くからといって、彼が、特定の歴史的・文化的な環境に生かさ

れている生身の人間がもつ様々な目的や感情、隣人たちへの配慮や共感などの要素を、道徳的考察には無関係だと看做していた、ということにはならないだろう。つまりカントの道徳哲学は、純粹な部門に基礎を置くけれども、人間という感性的で理性的な存在者への根本原理の適用を取り扱う部門を不可欠に含む、と我々は考える。

人間を含むあらゆる理性的存在者に妥当するとされる道徳法則は、我々人間にとっては、自己の優れた叡知性を意識させてくれると同時に、我々の有限性をも自覚させるものである。この有限な人間の特殊性に由来する要素を加味した観点からもまた道徳を考察する作業があるからこそ、道徳の原理を基礎づけるための「批判」の業務が活かされるのではないだろうか。つまり、行為の道徳性はいかにして可能かという道徳的行為の可能性の条件の探求と、それがいかにして実現されうるのかという、根本原理の適用に関する探求とは、互いに他を俟ってこそ充分な意義をもつのである。そして後者の探求において取り上げられるべきものの一つが、具体的な行為の善悪を判断する道徳的判断力である。¹⁾

小論では、先ずカントの道徳哲学の全体像を描くことを通して、道徳的判断力を取り上げることの重要性に注意を喚起する。次にカントによって明確に論じ尽くされたとは言い難い道徳的判断の構造と、それを担う道徳的判断力の機能について考察する。

二、カントの道徳哲学の輪郭

上述のように、カントの道徳哲学が純粹な道徳性を問う部分と道徳の最高原理の人間への適用に関する部分から構築されていることは、彼自身による道徳哲学についての構想に関する言及によっても窺い知ることができる。著作によって表現上の多少の相違があるが、批判期以降に絞って概ね次のように捉えてよいだろう。すなわち、形而上学の予備学としての「批判」、多様な義務についての体系的な規定としての道徳の形而上学とそれについての一般的な序説、そして義務を促進し妨害

する、人間の一般的条件を叙述する実践的人間学という構成になると理解できる。⁽²⁾

カントは一方で義務を意識する理性的存在者であれば何をなすべきかをわきまえており、行為の道徳性について高度の正しさと適確さとに達しうると述べる。だが他方で我々は現実の特殊な状況での道徳的判断に直面する場合に、直ちに行為の善悪を見極めうるとは言い難く、当事者間に判断の不一致を生じることが多々ある。カント自身も互いに衝突する義務間の判定を巡る決疑論的問題に言及している。このようにカントの論述において、我々は左右の手を難なく区別するように道徳法則という羅針盤に従うなら行為の善悪を容易に識別しうるはずであるのに、個々の判断を巡っては関係者相互の対立が不可避免的に生じてしまうことに言及されているのは、道徳的判断を捉える彼の立場が揺れているのでも、矛盾し合う見方が展開されているのでもないと思われる。すなわち我々の道徳的判断には、原理的には、何を為すべきかについて、或いは行為が義務の意識に基づいて行われようとするのか否かについて、我々は特別な経験知を働かせなくてもわきまえているという側面と、実際には、経験において研ぎ澄ますことを怠れば備わらない判断力を必要とする側面とが存するのである。

我々は「人倫の形而上学の基礎づけ」の序文において言及されている事柄に注目したい。「すべての道徳哲学は実践的認識の純粹な部門に全く依拠する。そして道徳哲学は人間についての知識（人間学）から何一つ借りずに、理性的存在者としての人間にアプリオリな法則を与える。もちろんさらにその法則は経験によって鋭くされた判断力を必要とする。それは、法則がどのような場合に適用されるのかを識別するためであり、また法則を人間の意志に受け容れさせて実行へと促すためである。というのも、人間はそれ自身とても多くの傾向性に触発されるので、確かに実践的な純粹理性の理念を抱くことができても、それを自分の生き方において具体的に働かせることが容易ではないからである。」(IV389)。

この箇所において我々はカントが道徳哲学を捉える二方向での思考方法を看取しうるのでないだろうか。すなわち、我々の道徳的状况から端的な道徳的善と見誤りがちな経験的要素が削ぎ落とされて、理性的存在者自身が立法する道徳法則による意志規定の可能性が基礎づけられる。他方で経験的要素が、実践理性の自律が確立されたうえでそれとの関連において位

置づけられている。

『実践理性批判』においても同様の思考方向が看取される。カント道德哲学の核心は道德法則が言わば理性の事実として存在することの演繹にあると理解されている。カントは自由の理念を確保しなければならなかった。人間という行為の主体は、経験的な制約の分離という思考方法上の操作を経て、自らのうちに定言命法という当為の形によって道德法則を意識することができると言える。法則が定言命法の形で主体に現れることは、主体がその都度発動する自己の純粹な実践的能力を意識することである。このようにして理性が現実的に実践的でありうるという、言わば事実によって自由の演繹がなされた。これは理性的存在者が客観的に実践的でありうることについての論述であり、純粹な実践理性の側から我々の道德性を捉えたものと言えるだろう。

これに対して道德法則の演繹の後に展開される「範型論」・「動機論」・「方法論」は、我々の理性が主観的にも実践的でありうることに言及しており、感性的で理性的な存在者たる人間の側から道德性を捉えていることになるだろう。「範型論」は実践的認識において、理論的認識の成立の場合の図式論に相当する。また動機とは、道德法則以外にも意志の規定根拠をもちうる主体と道德法則との関係を、感性的な理性的存在者たる我々の主観の側から捉えたものであり、我々の心を動かして義務からの行為を決意させる力を意味する。さらに「方法論」によると、道德法則の適用に際して客観的な法則を主観的な格率にするためには、判断力の訓練と養成とによって道德的関心に対する心の受容力を確立する必要がある。練達された判断力が、自らの行為の帰責を引き受けうる主体である道德的性格の形成に大きく関与するのである。³⁾

純粹な道德哲学をアプリアリオリな根本原理の土台の上に建てあげる過程においては、その土台に経験的要素が混入することを排除しなければならなかった。そのために、上述の主観的に実践的な方向で捉えられる、経験を通過して練達されるべき判断力の働きが十分に展開されず、道德的判断の全体の構造が見えにくくなってしまったと思われる。このことは、通常理解されているようにカントにあつての道德的判断というものを、格率の道德法則の下への包摂という規定的判断として捉える

だけでは不十分であることを意味するのではないだろうか。つまり、道徳的判断をそのような規定的判断としてのみ特徴づけるとするならば、我々にアプリアリに与えられている道徳法則という規定的な概念に照らし合わせて格率の形式のみを問うことで、道徳的判断が機械的に即、下されうとか、行為の個別性や特殊性を離れてその道徳性の有無が決定されるなどという解釈を招くことに繋がってしまうのではないだろうか。こうした解釈は、カントの道徳哲学の理解として精確さを欠くばかりか、我々の現実の道徳的営為を適確に捉えていない。

純粹理性が主観的にも実践的でありうるという方向性において道徳性を捉えるにあたっては、我々がいかにして純粹な実践的能力の理念を自己の生き方において働かせうるのか、つまり我々が現実の道徳的経験の場においてどのように判断するのかが問題になる。従ってカントが道徳の最高原理の基礎を固める意図を理解した上で、我々は十分に論じ尽くされたとは言い難い道徳的判断について考察する必要がある。我々の現実の道徳的判断はその都度状況を異にする一回きりの性格をもつ。個別的な事例を、その特殊性を保持しつつ道徳法則に包摂するという事態には、判断力のどのような働きが必要になるであろうか。このことが次節での論題である。

三、道徳的判断力の働き

前節において我々は、カントの道徳哲学を、道徳法則による意志規定の可能性を基礎づけて道徳のアプリアリな根本原理の土台を据えるという方向性と、その原理を我々の生において効力あるものとするという主観的な方向性において捉える必要があることを確認した。この節では主観的に実践的な方向性を取り上げ、格率の形成と包摂の点から道徳的判断の構造に分け入って道徳的判断力の特徴を明らかにしてみたい。

(1) 道徳的判断力とは

判断とはカントにあつては、我々の経験の特殊的な対象を何らかの普遍と関連づけることによつてその意味付けを図ることであり、我々と世界との関わりの根源をなす。従つて判断力とは「或るものが与えられた規則の下に属するもの（所与規則の事例）であるか否かを区別する能力」(A133 = B172)である。特殊と普遍とを媒介する働きを担う判断力は規定的働きと反省的働きとに區別して捉えられる。「規定的判断力」とは、特殊を包摂すべき普遍が予め与えられている場合の判断力である。それに対して「反省的判断力」とは、与えられている特殊がその下へと包摂されるべき普遍を見出していく判断力である。特殊的で個別的な事例を関係づけるためには、安定した既存の普遍では十分ではないことが多く、反省的判断力は新たな普遍を求めるべく、さらなる探求へと向かう。こうして見出される普遍は未規定的な普遍である。

道徳的判断力の特徴と働きの内実を説明するにあつて我々は先ず「実践理性批判」の「範型論」において言及される判断力に注目しよう。道徳の場面における判断力は次のように説明される。

「我々にとつて感性において可能な或る行為が規則に当て嵌まる事例であるかどうかを決定することは、実践的判断力に属する仕事である。この判断力によつて、規則において一般的に(in abstracto)述べられたことが或る行為へと具体的に(in concreto)適用される」(V67)。

この引用によると、規則が事例へと具体的に適用されるか否かということが判断されるべき事柄である。すなわち事例に纏わる特殊な状況を顧慮しつつ判断が下されなければならない。具体的な事例は、既に与えられ我々が予めもっている規定的概念や普遍に収まりきれない多様性を有している。従つて具体的に、すなわち与えられた事例の特殊性の契機を保つたままで、その事例を普遍の下に包摂することは、規定的判断力が携わる働きのみによつてはなしえないことになり、そのため、与えられている特殊に対してその都度普遍を見出していく働きをなす反省的判断力が必要となる。

道徳的判断力のこの働きを理解するために我々は次に「純粹理性批判」の「原則の分析論」における判断力の一般的な特

徴についての興味深い論述(A133ff. = B172ff.)に着目したい。ここでは判断力とは、「いわゆる生来の機知の特殊なもの」という性格を有し、教えられることはできず、ただ練習されるだけの特殊な才能である、とされる。というのは、判断力は規則を詰め込むことによっては養われえないが、実例と実際の仕事を通じた訓練を積んで始めて、事例が規則の下にへ具体的に属するのかどうかを判別しうる能力となるからである。従って幾ら多くの規則を教え込まれていて一般的なものを抽象的に認めることはできても、この能力に乏しかったり実務を通して熟達されていない場合には、事例が具体的に一般的な規則に属するかどうかを区別することが困難になり、規則の誤用を免れないことになる。このように、規則を詰め込んでいくこと、すなわち単に抽象的な知識として蓄えていることと、規則にへ具体的に精通していること、すなわち規則の適用に長けていることは、関連があるとはいえ、全く別の事柄であることがわかる。カントは、経験を通じて陶冶される判断力と、許多の規則を知っていても適用において稚拙な判断力とを対比することによって、個別の状況を把握して迅速に適切に対応できる技として発揮される判断力の根源的な性格を描写している。

道徳的な決断を具体的に下す判断力は、規則を外から教え込まれることによって培うことのできない、或る特殊な才能という側面をもつことがわかった。だが誤解してはならないのは、道徳的判断力が、学問的知識や一般的規則を詰め込むことによっては培いえない能力であるとしても、だからといって行為者はその能力の乏しさを理由として道徳的帰責から放棄されるわけではない、ということである。なぜなら、義務を意識しうる限りでの存在者は道徳的責務を担っている以上、感性的で理性的な存在者であれば誰でも、そうした能力の持ち分の程度の差はあれ、現実の場面においてそれぞれの仕方での能力を発揮することが求められるからである。つまり道徳的な判断力は経験を積んで熟達させうる、また経験を通じて開発しなければならぬ能力なのである。

(2) 道徳的判断における格率

カントの道徳哲学は行為そのものの適法性だけでなく心術の道徳性を問題にする点に大きな特徴がある。すなわち意志の規定根拠を問うことがその一つの中心的課題である。但し行為の適法性と心術における道徳性との区別は単なる排他的な二つの選択肢ではない。行為の外面上義務に適っていない行為は最初から論外である(II 387)。義務に適った適法的な行為のうちで、さらに適法的にすぎないものと、義務からの行為、すなわち道徳法則を意志の規定根拠にする道徳的なものとに区別される。ところでカントによると、我々は他者の心の内のみならず自己自身の心術における純粹な道徳性ですら正確には測り難い(II 20)。ではどのようにして心術の道徳性を問題にしうるのだろうか。それは、格率を反省し明確にすることを通してである。このように格率は意志の規定根拠を問うというカントの問題意識の根幹から出てくる重要な概念である。

定言命法は一つには「君の格率が普遍的法則になることを君がその格率によって同時に意欲しうるような、そのような格率に従つてのみ行為しなさい。」(IV 421)と定式化される。このように定言命法は道徳法則の適用の手續きを表わしている。カントの道徳哲学が「格率倫理学」と特徴づけられるように、定言命法のこの法式において論じられている道徳法則による意志規定は、個々の行為そのものの規定ではなく、定言命法による個別の格率の規定である(II 388)。従つて道徳的判断は具体的には主体の格率の普遍化可能性の一つの軸として問われることになる。それでは格率とは何かについて明らかにしよう。格率の普遍化可能性の判定における判断力の働きを考察してみよう。

さて格率は決して一義的な理解を許す概念ではなく、技術的格率(II 408)や実用的格率(II 429)などのように道徳の場面に限らずに多面的に用いられている概念である。しかも道徳的な格率に限つても、幾つかのレベルで展開されるような多層性をもつ。⁽⁵⁾例えば、「長生きしても人生が楽しみよりは苦しみを与えそうだと思われる場合には、自分で自分の人生を短くする」(IV 422)というように、場面設定を限定した具体的なレベルの格率もあれば、「自己愛の格率」(II 386)のように抽象的な、生きる上での原則というレベルの格率にも言及されている。さらにはそれぞれの格率採用の根底に存する選択の主観的な第一の

根拠(IV21)という根源的なレベルの格率もある。これは行為における自由が存立しうるための、格率採用の自由をその根拠へと遡る、アプリオリナ形而上学的な議論における格率概念である。これらに共通する特徴からわかるように、法則があらゆる理性的存在者の意志に妥当する客観性をもつに對し、格率は主体の原則の主観性という点にその第一の特徴をもつ。この特徴は「意志作用の主観的原理」(IV 400 Anm.)という定義において端的に表わされている。

さらに、格率においては自由な行為の可能性が、言い換えれば行為の帰責可能性が、含意されている。先に第一の特色として挙げた主観性は、法則のもつ客観性との対比で主観的であるという意味だけではなく、主体自身が選択し決定したという主体的な意志の働きをも含んでいる。つまり主体自身が或る原則を肯定してそれを自らが引き受けることを決意し、自由の行使として積極的に採用するのである。但し、格率が意志決定に際して常に意識されているとは限らない。けれども我々は熟慮した結果為された行為に對してだけでなく、思い付きや衝動的に為された行為に對しても責任を問われなければならない⁶⁾。行為の則る格率を事前に吟味しないそうした行為の場合には、行為主体は行為とその格率とが立脚する自己の生き方や大原則を念頭に置いているわけではない。けれども事後に行為を反省してその目的を挙げ格率を表現することができるであろうし、反省を深めていけばその度合いに応じたレベルでの格率が明らかになるのではないだろうか。そして主体の生き方や行状の根本原則を反映する格率⁷⁾に行き着くこともできるであろう。行為者は思い付きや衝動的な行為などの場合には自己の主観的な行為の原則を意識していないけれども、道徳的評価の対象となる行為は帰責可能な自由な行為なのであるから、原理的にはあらゆる行為には格率が伴うことになる。

(3) 格率の定式化と包摂

行為の道徳性を判定するためには、原理的にはあらゆる行為に伴うと理解される格率を問題としなければならないことが確認された。ここでは反省において意識化された場合の格率に定位して、その定式化と包摂とにおける判断力の働きについ

て解明してみよう。この場合の格率とは、道徳的場面において主体が現実⁸にそれに則つて行為している原則ないし指針であり、現実生活での経験を通して熟慮したうえで行為者自らが設定する主観的な行動方針である。

まず、道徳的判断力は格率の形成にどのように関わると考えられるだろうか。格率を立てるためには、判断者は或る直面する状況が道徳的に取り組むべきものであるか否かを察知したうえで、道徳的吟味の俎上に載せるべき行為の特徴を、目的・動機・結果の波及効果などの過不足のない諸観点から適確に描写する必要がある。そもそも行為の状況についてのありとあらゆる事柄を挙げることは我々にとつて不可能であり、取捨選択が避けられない。このように道徳的に問題とすべき事柄を選択して描写し、それらを手持ちの知識や規則と比較対照し、知識を秩序立て規則を再編しつつ、より高次の規則を形成するなどして、格率の内容へと盛り込むことが、格率の定式化であり、着想を得て判断の素材である特殊を準備する(III-22)反省的判断力の働きによる。

ところで、現在直面している何らかの状況が果たして道徳的に問題とすべきかどうかを、またどのように問題とすべきかを識別するためには、予め何らかの枠組みをもつことが必要であると思われる。では判断者はそうした枠組みをいかにしてもち合わせているようになるのだろうか。それは実際の様々な事例での判断の成果について吟味を行うことによつて獲得されるのではないだろうか。こうして獲得される枠組みは、「不変の格率に従う一貫した考え方」(V-15)と言われる「性格」概念と大きく重なり合っている。性格という語の日常での使われ方から見ると、ここでの「性格」は道徳の面での「性格」に大きく限定されており、主体が意識的に選び取った生き方やあり方のことである。⁸

道徳的な枠組みないし「性格」は、それなしには主体が直面する状況や事柄を道徳的に問題にすべきか否か、またどのように問題とすべきかという道徳的吟味が成立しえないと考えられるのであるから、道徳的考察の前提であるという意味で、趣味判断に先行しその前提となる共通感(Gemeinsinn)という未規定的な規範と通底するように思われる。

趣味判断の分析は反省的判断の下位区分の論究としてではなく、反省的判断の本質を表わす一般性のある論述として理解

することができる。趣味判断は既に与えられている明確な概念に基づかない判断という点に大きな特徴をもつ。その判断の主観的な規準は「表象する諸能力が与えられた表象を認識一般に関係づける限りでの、諸能力相互の関係において見出される心の状態」(V217)に求められる。すなわち判断の規準は、与えられた表象を認識一般に関係づけ照らし合わせることによって生じる認識諸能力の調和的な関係である。カントはこうした認識諸能力の協働関係という主観的な規準を共通感と名づけ、それに対して判断の前提となる未規定的な規範的理念(V238)という身分を与えている。そこで「規定的概念を介さずに所与の特殊を関係づけるのに相応しい普遍を見出す」反省的判断力の働きを、こうした未規定的な規範との関連において説明するならば、以下のようなになるだろう。すなわちその働きとは、所与の表象をある一定の明確な認識ではなく認識一般(9)に関連づけて、すなわち経験の全体的な理念に照らし合わせて、それらと所与の表象との相違や類似に着目し、そうした全体的脈絡を編成し直したり拡充したりしながら、所与の表象が全体的連関に合致するか否かを、つまり合目的であるか否かを判断する、ということである。

このように特殊を関係づけるべき普遍をその都度創出する判断力の反省的な働きには、明確に客観化できない未規定的で主観的な規準を欠かすことができない。そうした規範的な共通感と対照することを通して、道徳的吟味における道徳的な枠組みないし「性格」の、全体的で柔軟な連関をもつ規範的な役割がより明らかになったこと(10)と思う。このことを考慮するならば、思い付きで為される行為や衝動的行為も主体の「性格」の表現であると言える。道徳的判断力はそのような枠組みのもので機能し、またその働きによって枠組みを改変し拡充するのである。

次に格率の包摂すなわち格率の普遍化の問題に移ろう。或る行為とその状況が道徳的に対処すべきことを洞察し、それについての特徴を正確に描くことよって形成される格率は、判断者の行為の原理として一般的な妥当性をもつが、行為の道徳性を判定するためには、格率がさらに普遍的妥当性をももちうるかどうかの判断が下されなければならない。つまり判断者は自分の格率が普遍的法則となるべきことを意欲できるかどうかを、経験的な内容をもつ特殊な格率が自分にも他者にも

妥当すべきことに自分が満足しうるかどうかを判断しなければならぬ。その判断の規程ないし手続きを示すのが、道徳の根本原理を我々に近づきやすくする直観化としての範型であり、三つの法式で表される定言命法である。こうした道徳的吟味を行う働きには次のような判断力の反省的な所作が関与するように思われる。

それは普遍化可能性の吟味における、自己と他者との立場の交換に関する。カントは反省的な判定能力の理念を説明して次のように述べる。

「この判定能力は自分の反省のうちであらゆる他者の表象の仕方を思考のうちで（アプリオリに）顧慮する。それは言わば総体的な人間理性と自分の判断とを照らし合わせるためであり、これによって、容易に客観的と看做されかねない主観的な個人的諸条件に基づいて判断に不利な影響を及ぼすかもしれない錯覚から免れるためである。ところでこうしたことは、人が自分の判断を他の人々の現実的な判断というよりはむしろ単に「可能的な判断と照らし合わせて、我々自身の判定に偶然付随する諸制限を単に捨象して、あらゆる他者の立場に自分を置き移すこと」によって起こるのである」（V, 293f.）。

定言命法が示す格率の普遍化可能性の吟味には、他者の立場に自己を移し置いて考えるという、反省的な思考方法が含まれていると理解できるのではないだろうか。但しそれは、主体が現実に関係している人々の利害関心や選好を斟酌して自己の目的や関心と比較して調整を図り合意を目指すことに終始するわけではなく、あらゆる可能的な他者の立場に自己を置き移して考えるのである。

また「我々自身の判定に偶然付随する諸制限を捨象する」からといって、自己の主観性を無にするわけではない。というのは、主体が自己の立場を全く放棄してしまえば、他の主体を異なる他者として承認し尊重することはありえないだろう。反対に、自己の立場に固執したままで他者の立場に移行しようとするれば、他者は自己の普遍的な拡大のうちに吸収されてしまふだろう。他者の立場に自己を移し置いて考えると、自己の立場や視点を確保しながら異なる可能な他者の立場を慮る思考方法なのである。判断力の反省的な働きは自己の道徳的思考を公共の場へと開き、その判断に公共性をもたせることを

可能にする。

なお定言命法の目的それ自体の法式に関して付け加えると、人間を目的それ自体として見るとは、個人としての特殊性をもち異なる履歴を辿ってきた個々人の、人間としての同等性に注目することを意味すると考えられる。つまりそれは、個人の差異を捨象して無記的で実質を伴わない人間一般として見ることを意味するのではなく、かえって個人的な差異を認めたくえでの同等性を尊重することである。この点にも判断力の反省的な働きを見ることができ。

以上我々は道徳的判断力の働きを格率の定式化と包摂の点から明らかにした。我々は可能的素質としての純粹実践理性の能力を発揮しうる存在者である。そして我々は、この能力を現実に関与させるためには、道徳的考察の前提となる主体の道徳的な枠組みをもち合わせている必要があった。主体の枠組みは、個人の道徳的な「性格」とも言うべき特殊なあり方ではあるけれども、経験を通して絶えざる修正と更新を経て、一貫性を保ちつつ開かれたあり方をしてい。つまり判断の成果が評価され蓄積されて枠組みが形成されるが、この蓄積されたものを基にして格率が立てられ、その主観的な格率が主観性を保ったままに同時に普遍性の形式を容れうるかどうかについて、また個性をもつ自己と異なる他者とを目的それ自体として尊重しうるかについての吟味を経て道徳的判断が下される。

さらに、判断の成果が蓄積されて、枠組みが修正され新たに形成される。この営みを積み重ねて判断力が熟練され、道徳的「性格」が研磨され確立されていくと考えられる。その際に判断の材料を準備する枠組みは、格率が普遍妥当的な法則でありうるかどうかについて、自己と他者とを絶対的な価値をもつ主体として尊重しうるかについて判断する道徳的営みの成果によって絶えず修正されつつ形成されていく、と理解できる。従って、そうした営みの過程は道徳法則によって方向づけられ統制されているということになる。

格率が普遍的でありうるかと判定される場合、その格率は、個別で特殊なものでありながら、道徳法則の普遍性をその身に帯びているということになる。つまり同時に普遍的なものでもある個別である。そうした道徳的判断とは、感受的な条件

から独立に意志を決定し行為を遂行するという自己の能力を行使した成果であり、純粹実践理性の現れである道德法則によって規定されたのである。この意味で道德法則の理念は我々の具体的な道德的判断において顕在化されるものとなる。カントが道德的な判断と言及する「個別的な格率の道德法則の下への包摂」とは、こうした事態を指すのである。

前節(二)での引用において道德法則が必要とするものとして挙げられた「経験によつて研ぎ澄まされた判断力」がまさに、道德的判断において格率の定式化や包摂の点で欠かすことのできない判断力の反省的機能を指し示している。

四、終わりに

我々はカントの道德哲学を客觀的に実践的な観点と主觀的に実践的な観点から捉える必要があることを確認した。すなわち、道德の根本原理の確定においては、カントの論述はいかにして意志が規定されるべきなのかという問題意識に貫かれており、その問題に対しては、純粹理性が十分な意志の規定根拠になりうるものが主張された。だが判断者は道德法則を判断の規準としてもちうるとしても、それだけで、個々の適確な判断を下すことに繋がるのではない。道德法則が我々の行為の指針であり規準でありうることを確立するためには、それを純粹な実践的能力の可能性の観点から基礎づけると同時に、具體的な判断に携わる判断力を陶冶することの重要性を看過してはならない。残念ながらカントは、行為においていかにして道德性が顕現しうるかについて充分に掘り下げて展開していないけれども、我々の道德的経験を主觀的と客觀的という両方向の観点から捉えていた。

カントが格率を問題にしたことは、道德法則に基づく意志決定という自己の道德的営みを通して獲得し形成する我々の道德的知識や世界像を、法則の適用において不可欠なものとして看做していたことを意味する。そこで我々は、意志の十分な規定根拠になりうる純粹実践理性はいかにして実際に行為を遂行する能力を発揮しうるのかに関して、格率の定式化と包摂の点

から、判断のための枠組み概念を補いつつ、判断力の働きの諸相を明らかにした。

個別の状況において道徳法則を適用するにあたって「具体的な」事例に即した判断を下すためには、判断者は反省的判断力の機能を発揮することが不可欠になるのであった。或る行為の則る格率が道徳法則の下に包摂されるか否かを問う判断において、行為の状況を適確に記述して準備される格率が、判断に際しての「与えられている特殊」に相当するのであるが、それは実は判断の素材としてただ「与えられて」いるのではなく、判断者の有する道徳的な「性格」という枠組みによって既に取捨選択された結果であった。道徳法則が必要とすると言われた、経験によつて研ぎ澄まされた判断力とは、純粋実践理性を自己の可能的素質としてそなえている行為者が、実際には、その道徳的営みを経て絶えず修正し形成する枠組みないし「性格」を前提として働かせうる能力であった。つまり判断力は、格率の形成という、判断の素材の準備に関与し、可能な他者と立場を交換する反省的思考を経て、自己の格率が普遍妥当性をもちうるかどうか、自他の人格を自由な意志の主体として尊重しうるかどうかについての判断を下すのである。

凡例

カントの著作からの引用は、アカデミー版カント全集の巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で本文中に示す。但し『純粋理性批判』は、慣例に従つて第一版をA、第二版をBとして頁数を表示する。

註

(1) 小論で用いている「道徳的判断力」の語はカント自身の用語ではない。三―(1)で引用しているように、『実践理性批判』において

は「実践的判断力」として言及されている。但し「実践的」の語は必ずしも「道徳的」の意味にはとどまらない広義の語である(VI 172f)。小論では道徳的な考察の場面で働く判断力を問題にするので、あえて「道徳的判断力」を使用した。

(2) 例えば「人倫の形而上学の基礎づけ」での言及は以下の通りである。「二通りの形而上学の理念が生じる。自然の形而上学の理念と人倫の形而上学の理念である。…倫理学においては経験的部門を特に実践的人間学と、また合理的部門を本来の道徳学と呼ぶことがきよまう」(IV 388)。

(3) 晩年の『人倫の形而上学』にいたってもこの二方向での思考方法に変化はない。そこにおいては、人間の特殊な本性を考察の対象にすることは、普遍的な道徳法則を経験において適用するにあたって不可欠であって、道徳の原理の純粋性を損なうことはないし、その原理のアプリオリな根源に疑義を差し挟むことにもならない(VI 217)と述べられている。

(4) Albrecht, Michael, *Kants Maximenethik und ihre Begründung. Kant-Studien* 85, Walter de Gruyter, 1994, S. 129.

(5) 御子柴善之、「格率」倫理学再考」、『理想』六六三号、理想社、一九九九年、七一頁。

(6) Paton, H. J., *The Categorical Imperative*, 1947, Hutchinson, pp. 81-83.

(7) 主体の生き方の反映という、格率のこの側面を強調するのかが Williams & Bitner による。Williams, T. C., *The Concept of the Categorical Imperative*, 1968, The Clarendon Press, pp. 113-114. Bitner, Rudiger, *Maximen. Akten des 4. Internationalen Kant-Kongresses*, 1974, Walter de Gruyter, S. 489f.

(8) 「性格」が人間の諸能力の活動形態を支配するものであり、「性格」の確立が人間の行状の内的原理を絶対的に統一することであることに着目して、「性格」概念をカントの道徳哲学の不可欠な要素に加えるべきことを主題として論じる研究書には次のものが挙げられる。Munzel, G. Felicitas, *Kant's Conception of Moral Character*, 1999, The University of Chicago Press.

(9) 「認識一般」が何を意味するのかについての明確な説明はなされていない。幾つかの文脈で「認識一般」と対比されている事柄が、対象についての概念が与えられている場合の客観的な規定根拠(V 217)、規定された概念を前提する判断における普遍的伝達可能性(V 217)、規定された認識(V 218)、規定された認識に制限される主観的活動性(V 222)であるので、「認識一般」を「概念の規定性を捨象した理念的なものと解した。「一般」を「或るものを捨象することによる考察の観点」を意味するという理解は、次の論文を参考にした。細川亮一、「存在論と超越論哲学」、『哲學年報』五三、一九九四年、七八頁。

- (10) 道徳的な枠組みないし「性格」が格率を規定すると理解してはならない。寧ろ格率の定式化と道徳的判断の積み重ねが枠組みを形成するのである。従って、Bubnerのように格率の採用が習慣に依存するという解釈は不適切である。Bubner, Rüdiger, *Handlung, Sprache und Vernunft*, 1976, Suhrkamp, S. 197. 或る特定の格率を頻繁に採用すること、それを採用することが習慣化していることは、全く別の事柄である。同様の格率であっても、行為のたびに自由に形成されるのである。
- (11) カントは『実践理性批判』の「範型論」においては道徳的判断力の反省的な働きに言及していないけれども、『判断力批判』における論述を考慮すると、範型は象徴としての役割をもつこと、従ってそれには反省的判断力の働きが不可欠に含まれることが理解される。
- (12) Silber, John R., *Procedural Formalism in Kant's Ethics, The Review of Metaphysics*, vol. 28, 1974, pp. 213-216.

(本学大学院博士課程・哲学)